

資料 4 - 4

(4 - 4 - 1 ~ 4 - 4 - 4)

説明資料

(諮問第 507 号、諮問第 508 号関係)

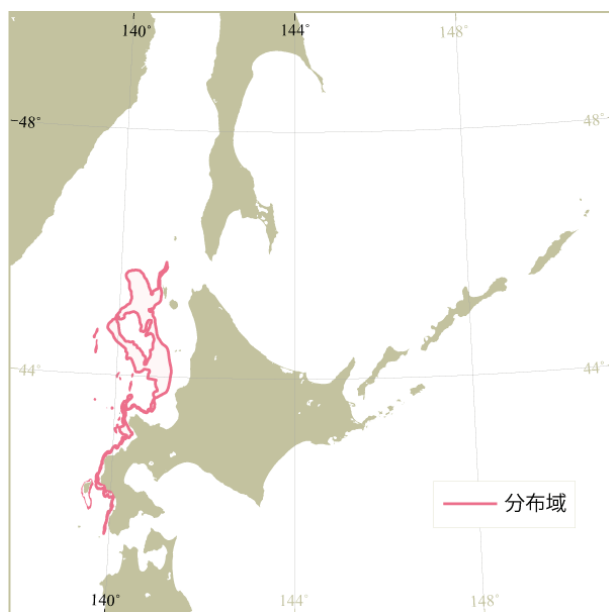
- ・ ずわいがに北海道西部系群



ズワイガニ北海道西部系群 令和7年度資源評価結果

1

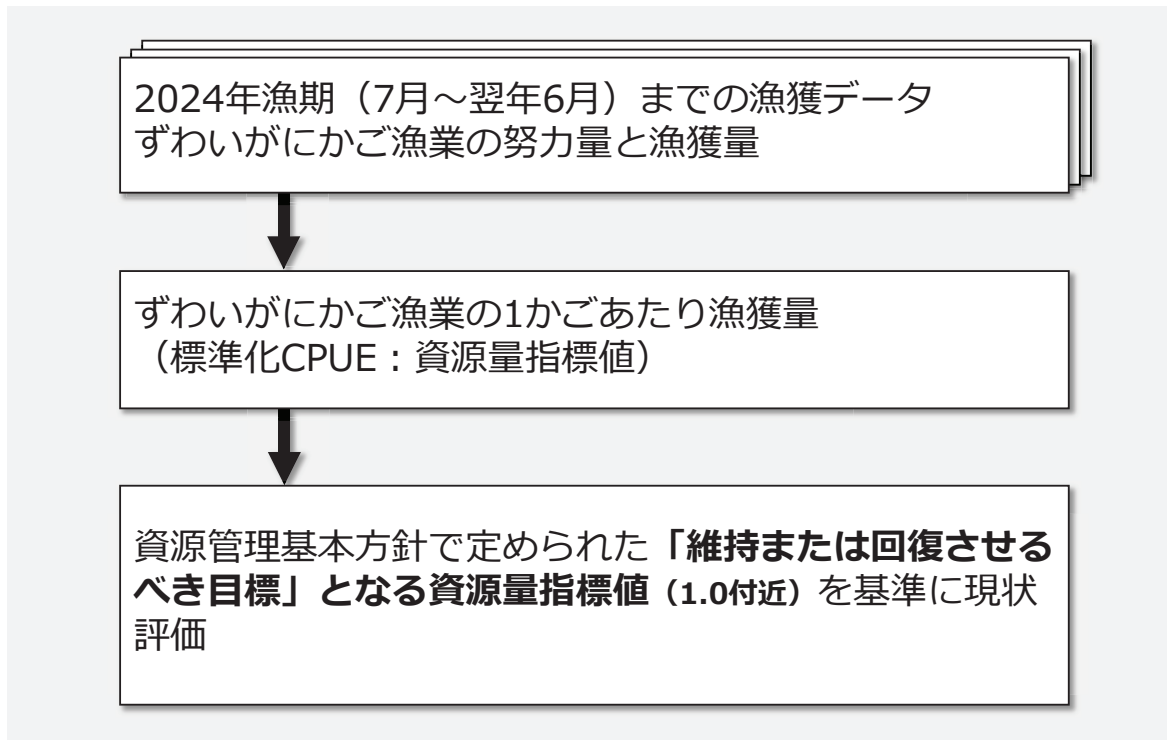
生物学的特性等



- 北海道日本海の水深200～450mに分布。浮遊生活期から成体になるまでに5年以上を要すが、この間の移動・回遊は不明。
- 成長や齢期に関する知見はない。寿命は不明。
- 抱卵した雌や小型の個体が認められることから本海域でも産卵している可能性は高い。
- マダラによる被食が確認されている。

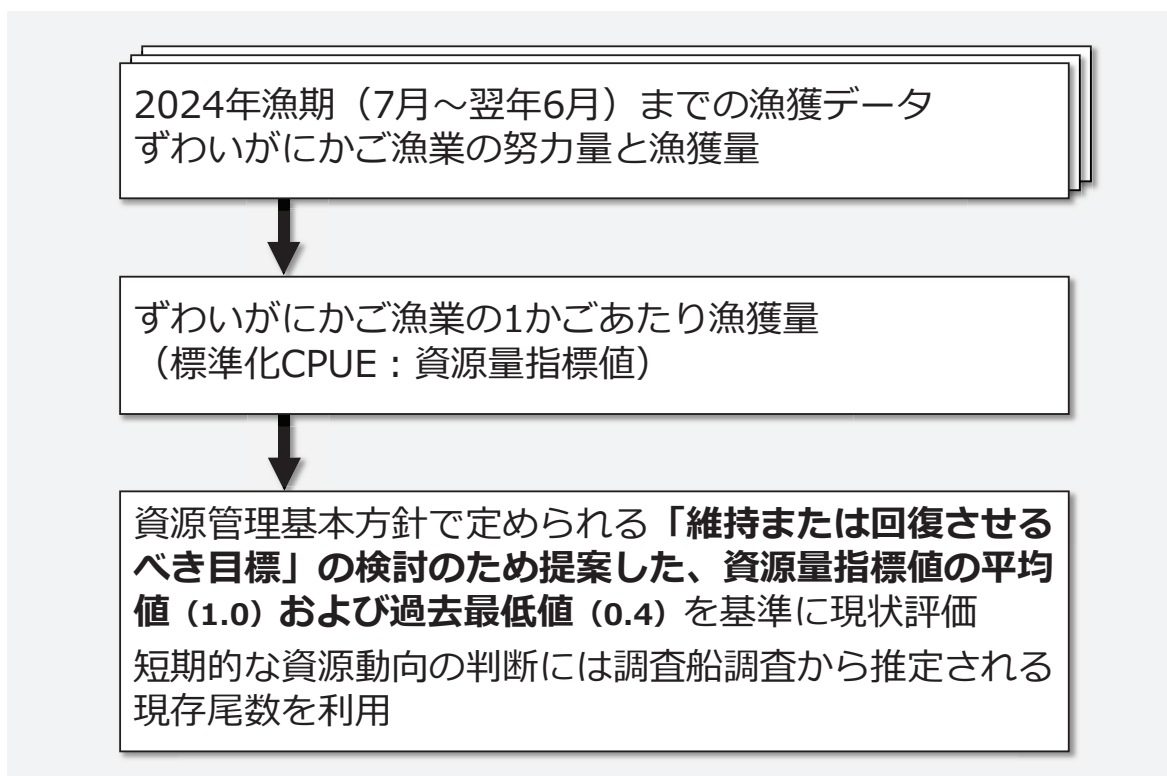
2

資源評価の方法（昨年度）



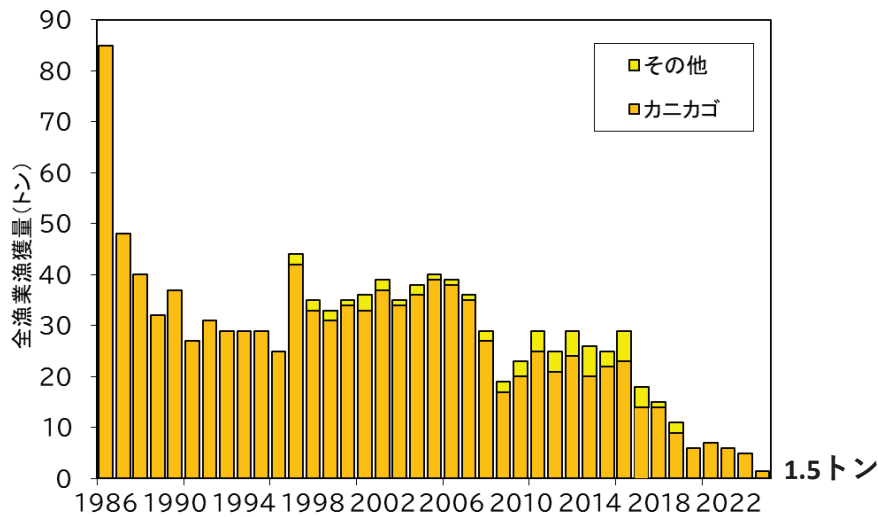
3

資源評価の方法（今年度）



4

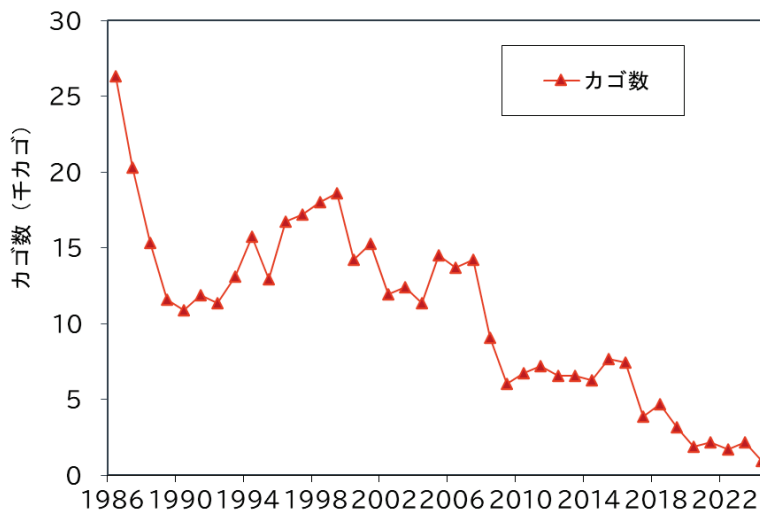
漁獲量の推移



- 漁期年(7~翌年6月)の漁獲量は、1986年漁期に85トンだったが減少し、その後は概ね20~40トンで推移
- 2017年漁期から再び減少し、2024年漁期は過去最低の1.5トン
- 本資源の漁獲はベニズワイガニの漁獲に付随するものであり、2017年漁期以降の減少は、主に漁獲努力量の減少による

5

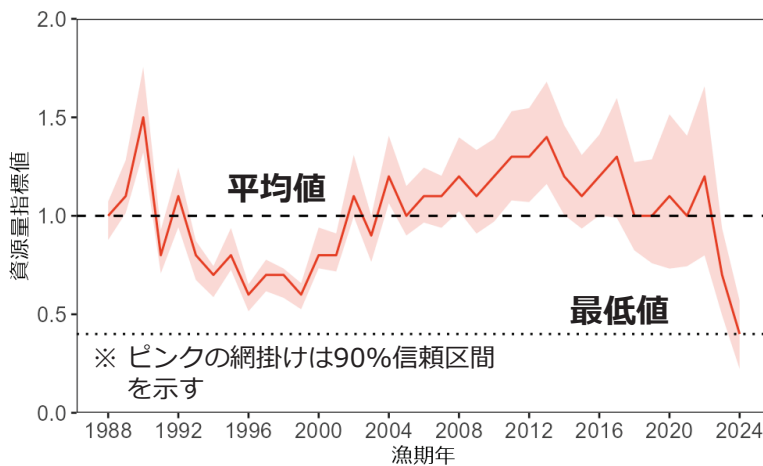
努力量の推移 (カニかご漁業のカゴ数)



- 努力量 (カゴ数) は、1985年漁期に2.6万カゴだったが、長期的には減少傾向で推移
- 2008年漁期に1万カゴを下回り、2017年漁期以降は減少が顕著
- 2024年漁期は960カゴ、操業隻数は2、合計6操業

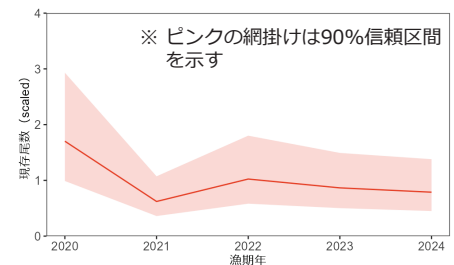
6

管理基準値の更新について



← カニかご漁業の標準化CPUE
(平均1として基準化)

調査船調査による現存尾数



- 資源量指標値（カニかご漁業の標準化CPUE）の1988～2024年漁期の平均値（1.0）および最低値（0.4）を「維持または回復させるべき目標」の検討のため提案
- 2024年漁期の資源量指標値は0.4であり、過去最低値であった
- 調査船調査（カニかご調査）に基づき推定された現存尾数から、直近5漁期年の資源の動向は「横ばい」と評価した

7

評価と提案のまとめ

- 本資源の漁獲は、ベニズワイガニの漁獲に付随するものであり、我が国の漁船により得られる漁業CPUEは資源全体の動向を反映した指標値として取り扱うには十分な精度を有していない。また、調査船調査は開始されて間もなく情報の蓄積が十分ではないため「漁獲管理規則およびABC算定のための基本指針」に従い計算される管理基準値案に基づく漁獲管理規則の提案は困難である。
- 資源管理方針に関する検討のため、資源量指標値（かにかご漁業の標準化CPUE）の1988～2024年漁期の平均値（1.0）および最低値（0.4）を「維持または回復させるべき目標」として提案する。
- 2024年漁期の資源量指標値は0.4であり、過去最低値であった。
- 調査船調査（カニかご調査）に基づき推定された現存尾数から、直近5漁期年の資源の動向は「横ばい」と評価した。

8



ズワイガニ（北海道西部系群）①

ズワイガニは我が国周辺では日本海、オホーツク海、および茨城県以北の太平洋沿岸に分布し、本系群はこのうち北海道西部日本海に分布する群である。本系群の漁獲量等は漁期年（7月～翌年6月）の数値を示す。

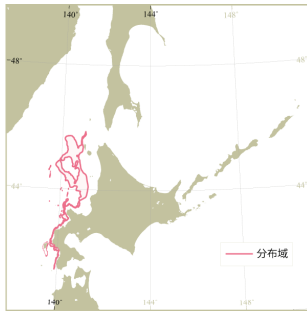


図1 分布域

本資源は大陸棚および沖合海山群の斜面域に生息し、積丹海山群、忍路海山、および武蔵堆に漁場が形成され、主にズワイガニにかご漁業（かにかご漁業）で漁獲される。

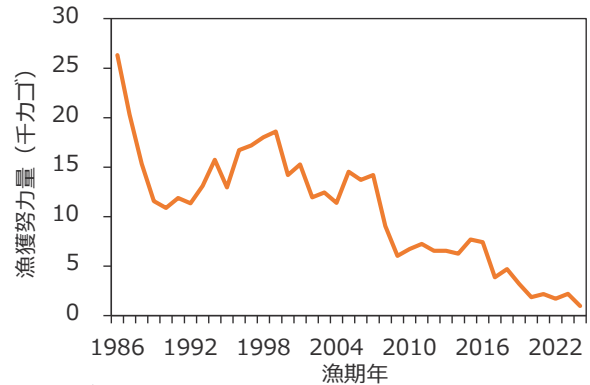


図3 漁獲努力量の推移

漁獲努力量（かにかご漁業のカゴ数）は長期的には減少傾向で推移し、2008年漁期には1万カゴを下回り、2024年漁期には960カゴであった。本系群の漁獲はベニズワイガニに漁業に付随した形で行われるため、ベニズワイガニの漁獲状況等の影響を受ける。2024年漁期のかにかご漁業の許可隻数は3隻であるが本系群を対象に操業したのは2隻で操業回数は6回のみであった。

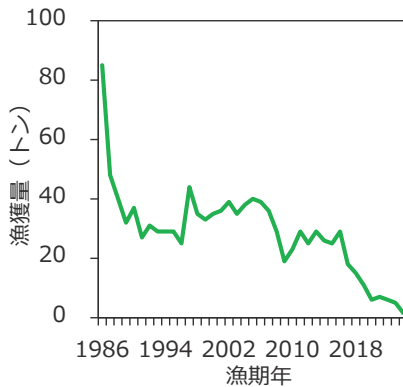


図2 漁獲量の推移

漁獲量は、1986年漁期は80トンを超えていたが、その後減少し、1988～2016年漁期は20～40トン程度で推移した。その後さらに減少し、2024年漁期は1.5トンであった。

本系群では、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

ズワイガニ（北海道西部系群）②

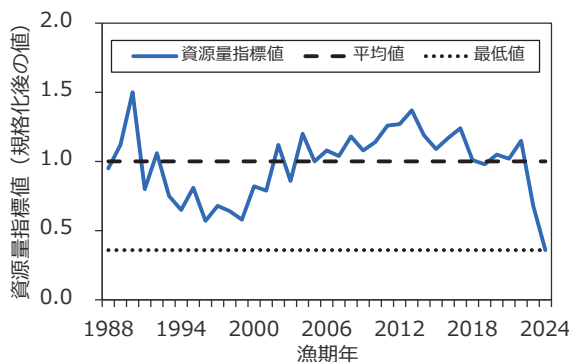


図4 資源量指標値とその平均値および過去最低値

かにかご漁業の標準化CPUEを資源量指標値とした。資源管理方針に関する検討のため、資源量指標値の1988～2024年漁期の平均値（1.0）および最低値（0.4）を評価の基準として提案する。2024年漁期は過去最低の0.4であった。

本資源の管理基準値等の検討について

本資源の漁獲は、ベニズワイガニの漁獲に付随するものであり、我が国の漁船により得られる漁業CPUEは資源全体の動向を反映した指標値として取り扱うには十分な精度を有していない。また、調査船調査は開始されて間もなく情報の蓄積が十分ではないため「漁獲管理規則およびABC算定のための基本指針」に従い計算される管理基準値案に基づく漁獲管理規則の提案は困難である。現行の漁獲シナリオでは、1997年漁期以降の資源水準を維持するよう漁獲を管理し、資源管理の目標の達成状況を踏まえ、必要に応じて見直すこととされている。

本系群では、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

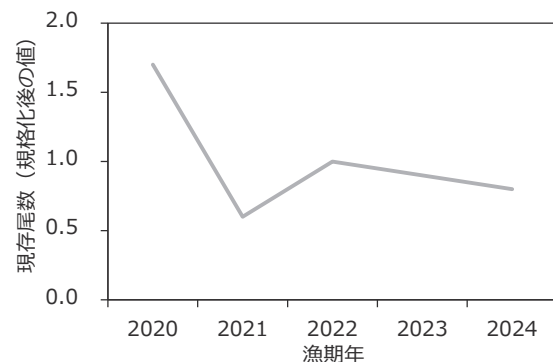


図5 調査船調査から推定された現存尾数

調査船によるかにかご調査から推定した漁獲対象資源（甲幅100mm以上の雄）の現存尾数を、短期的な資源動向を反映する情報として示す。現存尾数は2021年漁期に減少した後、2022年漁期に増加している。直近5年間（2020～2024年漁期）の動向は横ばいと判断される。

ズワイガニ北海道西部系群の 資源管理について

水産庁

資源管理方針見直しの経緯

令和3年7月	漁業法に基づくTAC管理開始
令和7年8月5日 (※管理開始5年目)	第3回ステークホルダー会合
令和7年10月29日	第4回ステークホルダー会合

※ 資源管理基本方針の第9に「農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、資源管理基本方針についての検討を、当該資源管理基本方針に記載されているそれぞれの水産資源についておおむね5年ごとに行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。」と規定。

第4回ステークホルダー会合のとりまとめ

- 1 資源管理の目標は、研究機関から提案された値を基に時点修正及び修辭上の修正を行うこととする。
- 2 漁獲シナリオは、基本的に現シナリオを継続することとし、修辭上の修正等を行うこととする。

2

資源管理目標(案)

- 研究機関は、当該水産資源の漁獲はベニズワイガニの漁獲に付随するものであり、そのため資源量指標値(注)が資源全体の動向を反映した指標値として取り扱うには十分な精度を有していないことから、目標管理基準値及び限界管理基準値の提案が困難であるとしている。

(注)かにかご漁業の標準化CPUE

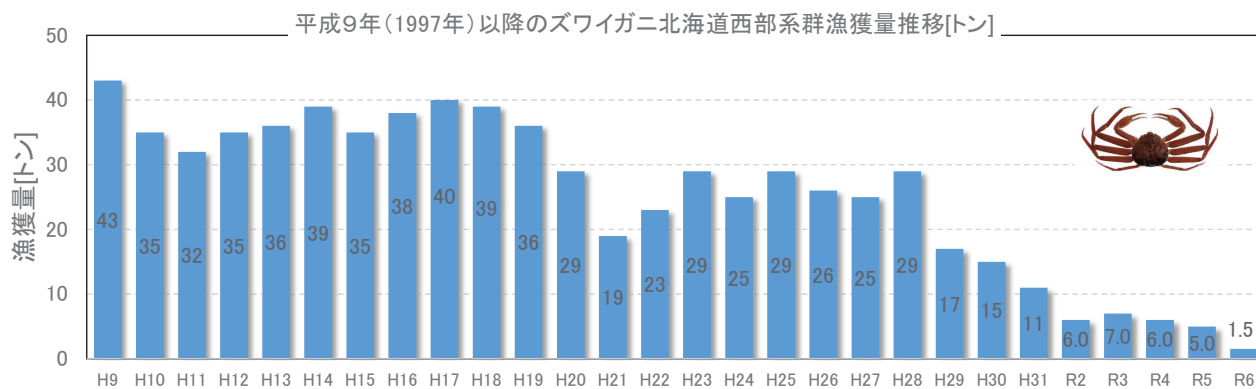
- このため、研究機関から提案された資源量指標値の値を、漁業法第12条第2項の規定に基づく「維持又は回復させるべき目標」とする。

	令和8管理年度～	現行
資源管理の目標	0.4 (昭和63年(1988年)漁期から 令和6年(2024年)漁期の最低値)	1.0付近 (昭和63年(1988年)漁期から 令和元年(2019年)漁期の平均値)

3

漁獲シナリオ(案)

- 代替となる資源量指標値が開発中であること、代替指標では資源状況の急激な変化が見られないことを踏まえ、代替までの間は、現行の漁獲シナリオ(1997年以降の資源水準を維持するよう漁獲を管理する。ただし、第3の資源管理の目標の達成状況を踏まえ、必要に応じてこれを見直すこととする。)を継続する。
- TACは、漁獲シナリオの継続を踏まえ、平成9年(1997年)以降の最大漁獲量を考慮して算定する。



「別紙 2 - 20 ずわいがに北海道西部系群」における資源管理の目標の変更について

1 変更の趣旨

- (1) 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 9 の規定により、
「農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、資源管理基本方針についての検討を、当該資源管理基本方針に記載されているそれぞれの水産資源についておおむね 5 年ごとに行い、必要があると認めるときは、これを変更する」こととされている。特定水産資源である、ずわいがに北海道西部系については、5 年ごとの見直しのため、令和 7 年 8 月から同年 10 月にかけて、資源管理基本方針の本則の第 8 の 1 に基づく「資源管理の方針に関する検討会」を複数回開催し、最新の資源評価に基づく資源管理の目標の案及び資源水準の値に応じた漁獲圧力（資源に対する漁獲の影響の大きさを表す係数をいう。）の決定方式（以下「漁獲シナリオ」という。）の案について議論した。その結果、資源管理の目標は、研究機関から提案された値を基に時点修正及び修辭上の修正を行うこと等が取りまとめられた。
- (2) 上記「資源管理の方針に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、ずわいがに北海道西部系群の資源管理の目標や漁獲シナリオ等を定める資源管理基本方針の「別紙 2 - 20」に関連する規定について、所要の変更を行う。

2 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおり。

(別紙)

改正後	改正前
<p>(別紙2-20 ずわいかに北海道西部系群)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 資源管理の目標</p> <p>かにかご漁業(法第57条第1項の規定に基づき北海道知事の許可を受けて営むものをいう。)による標準化された単位漁獲努力量当たりの漁獲量(かご数当たり漁獲キロ数をいう。以下この別紙において「資源量指標値」とする。)を、昭和63年(1988年)漁期から令和6年(2024年)漁期の最低値である0.4を下回らないようにすること(当該特定水産資源の漁獲は、べにずわいかにの漁獲に付随するものであり、我が国の漁船により得られる資源量指標値が、資源全体の動向を反映した指標値として取り扱うには十分な精度を有しておらず、目標管理基準値及び限界管理基準値の提案が困難とされていることから、法第12条第2項の規定に基づき、同条第1項と異なる目標を定めるものとする。)</p> <p>第4～第9 (略)</p>	<p>(別紙2-20 ずわいかに北海道西部系群)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 資源管理の目標</p> <p>かにかご漁業(法第57条第1項の規定に基づき北海道知事の許可を受けて営むものをいう。)による標準化された単位漁獲努力量当たりの漁獲量(かご数当たり漁獲キロ数をいう。以下この別紙において「資源量指標値」とする。)を、昭和63年(1988年)漁期から令和元年(2019年)漁期の平均である1.0付近とすること(当該特定水産資源の漁獲は、べにずわいかにの漁獲に付随するものであり、我が国の漁船により得られる資源量指標値が、資源全体の動向を反映した指標値として取り扱うには十分な精度を有しておらず、目標管理基準値及び限界管理基準値の提案が困難とされていることから、法第12条第2項の規定に基づき、同条第1項と異なる目標を定めるものとする。)</p> <p>第4～第9 (略)</p>

令和 8 管理年度（令和 8 年 7 月～令和 9 年 6 月）ずわいがに北海道西部系群 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 8 年 5 月
水 産 庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

令和 7 年度に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、資源管理基本方針別紙 2-20 に定める漁獲シナリオの下、平成 9 年（1997 年）以降の最大漁獲量を考慮した数量を TAC とする。

なお、平成 9 年（1997 年）以降の最大漁獲量は、平成 9 年（1997 年）の 43 トン。

（2）資源管理の目標及び漁獲シナリオ

本資源の漁獲は、べにずわいがにの漁獲に付随するものであり、我が国の漁船により得られる資源量指標値が、資源全体の動向を反映した指標値として取り扱うには十分な精度を有しておらず、目標管理基準値及び限界管理基準値の提案が困難とされていることから、法第 12 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項と異なる目標を定め、漁獲努力量が大きく抑制され今後も増大の懸念が少ないこと及び現状の資源状況も良好な状態にあり大きな変化は見られないことを踏まえ、平成 9 年（1997 年）以降の資源水準を維持するよう漁獲を管理する。

（3）令和 8 管理年度（令和 8 年 7 月～令和 9 年 6 月）の TAC（案）

特定水産資源	TAC
ずわいがに北海道西部系群	43 トン

（参考 1）資源管理の目標

かにかご漁業（法第 57 条第 1 項の規定に基づき北海道知事の許可を受けて営むものをいう。）による標準化された単位漁獲努力量当たりの漁獲量（かご数当たり漁獲キロ数をいう。）を、昭和 63 年（1988 年）漁期から令和 6 年（2024 年）漁期の最低値である 0.4 を下回らないようにする。

(参考2) T A C及び漁獲実績の推移

単位：トン

	R8年 (案)	R7年 (2025年)	R6年 (2024年)	R5年 (2023年)	R4年 (2022年)
T A C	43	43	43	43	43
漁獲実績	-	-	2	5	6

2 配分(案)

- (1) 過去3か年(令和2年から令和4年まで)の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分する。
- (2) 配分量は別紙のとおり。

令和8管理年度ずわいがに北海道西部系群
漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
ずわいがに北海道西部系群	43



知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	43	